

議員年金緊急対策本部設置要綱

平成21年12月28日

1 目的

市町村議会議員年金制度については、現行のまま推移すると、平成23年に資金不足に陥る見込みとなっており、早急に対策を講じる必要が生じている。こうした事態を踏まえ、当該年金制度の維持存続に向け、政府、国会等へ積極的に働きかけを行うため、全国町村議会議長会(以下「議長会」という。)に「議員年金緊急対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置するものである。

2 構成員

対策本部の構成員は、議長会の正副会長及び理事を持って構成する。

対策本部長は議長会会長とし、対策本部副本部長は町村議会議員共済会(以下「共済会」という。)副会長及び議長会副会長とする。

3 活動内容

「地方議会議員年金制度の長期安定化に関する要望」(平成21年12月17日都道府県会長会決定)の実現を図るため、適宜政府・国会に対して要望を行う。

地方議会議員年金制度に関する動きについて、書面、ホームページ等により各都道府県議会議長会並びに各町村議会に対して迅速に情報を提供する。

4 庶務

対策本部の庶務は、共済会事務局において行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、対策本部の活動について必要な事項は会長が定める。